

# 第二次 稲城市子ども・子育て支援事業計画

～いなぎみんなで子育てプラン～

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

稲城市

# 計画の概要

## 計画策定の趣旨

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など子育てをめぐる家庭環境や地域社会の状況は変化しています。また、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあるなど、子育て家庭を取り巻く社会や経済の環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている状況です。

国においては、平成 25 年に「次世代育成支援対策推進法」、「少子化社会対策基本法」を策定し、子育て支援を推進してきました。特に子ども・子育ての分野について、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の充実等のため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月から本格施行されました。

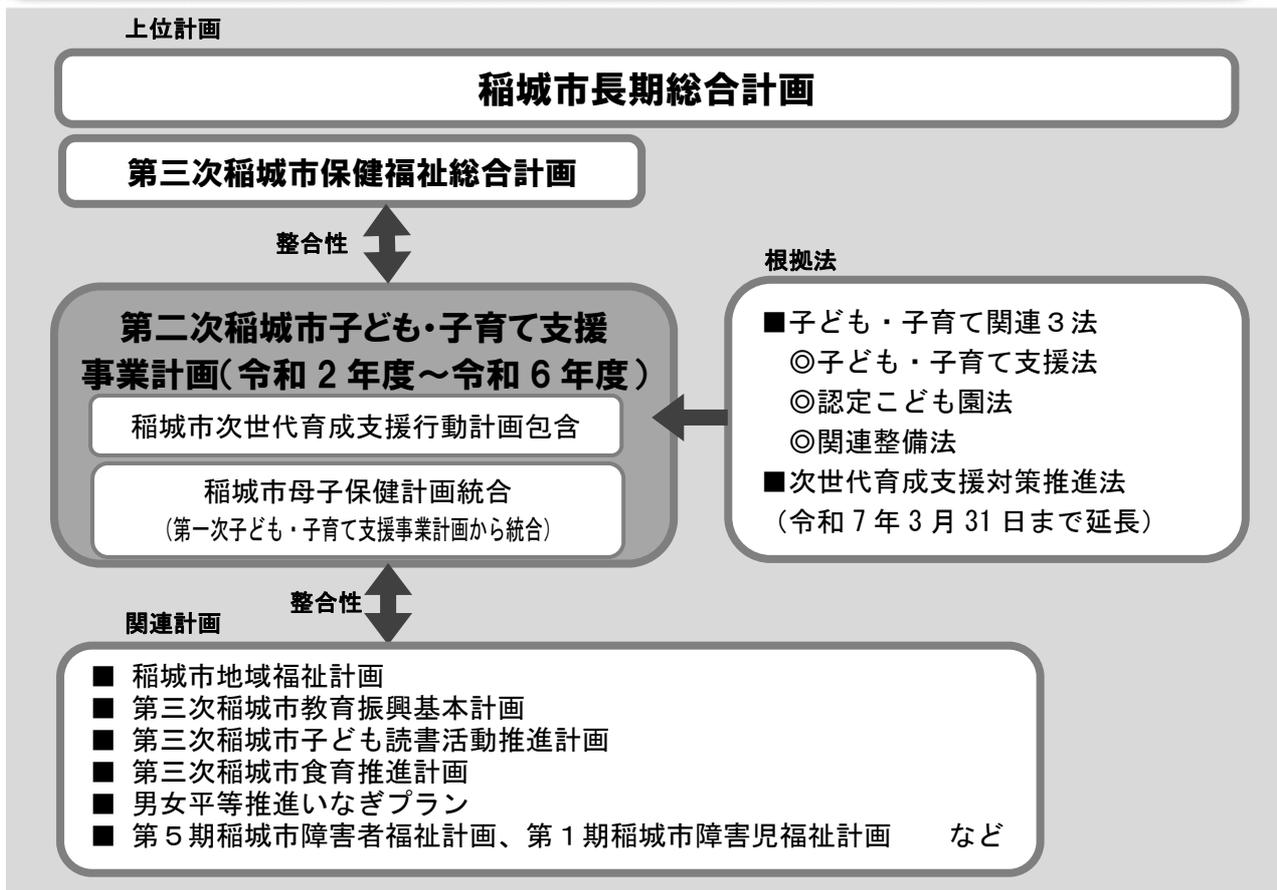
また、近年子どもの貧困率が高くなっていることから、平成 26 年に子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、令和元年 6 月には、市町村において子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努力義務が課されました。

本市においては、「稲城市次世代育成支援行動計画」を承継する計画として、「稲城市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次代を担う子どもたちの育成を支援するために様々な事業を展開してきました。「第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画」においては、これまでの取り組みの成果を継承し、より手厚い次世代育成支援及び子育て支援を推進いたします。

## 計画期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間（法定期間）と定められています。

## 位置づけ



## 計画の基本理念

### 育ち育てる力をみんなで応援

#### 「子育て家庭」は

保護者が子育てについて、第一義的な責任を有するという基本的認識の下で、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう取り組みます。

#### 「地域」は

P T A、児童委員、子育てサークル、その他地域の住民などが、地域の子どもや保護者に寄り添い、地域支援活動や見守りなどを通じて、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、地域の子育て支援力を強化します。

#### 「行政」は

全ての子どもや子育て家庭を対象とした、出会いや交流の場となるような取り組みや、障害・疾病・虐待・貧困など、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族への支援を促進します。

また、ワーク・ライフ・バランスの充実等のための取り組みを推進します。

## 計画の視点

- 1 子ども・子育て支援新制度推進の視点
- 2 子どもの視点
- 3 次代の親づくりという視点
- 4 サービス利用者の視点
- 5 社会全体による支援の視点
- 6 ワーク・ライフ・バランスの実現の視点
- 7 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点
- 8 全ての子どもと家庭への支援の視点
- 9 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- 10 サービスの質の視点
- 11 地域特性の視点

# 基本理念を実現するための目標・基本施策・主要事業

「☆」は子ども・子育て支援給付、「◎」は地域子ども・子育て支援事業の対象事業です。詳細は、6ページをご覧ください。

## 目標1 地域の子育て支援

### 1 乳幼児期の教育・保育の充実

#### (1)乳幼児期の教育、保育施設等の充実

- 1 認可保育所事業、認証保育所の認可保育所への移行
- 2 認定こども園事業 ☆
- 3 新制度幼稚園事業 ☆
- 4 家庭的保育事業等 ☆
- 5 認証保育所事業
- 6 公立保育所の民営化
- 7 企業主導型保育事業

#### (2)保育サービスの充実

- 1 延長保育事業 ◎
- 2 病児保育事業 ◎
- 3 年末保育事業
- 4 休日保育事業
- 5 障害児保育事業
- 6 認定こども園の特別支援教育◎
- 7 教育・保育施設の指導監督

### 2 地域の子育て支援の充実

#### (1)子ども家庭支援センターの充実

- 1 子ども家庭支援センター事業

#### (2)地域子育て支援拠点事業の充実

- 1 あそびの広場事業 ◎
- 2 子育てひろば事業 ◎

#### (3)預かり事業の充実

- 1 一時預かり事業 ◎
- 2 子ども緊急ショートステイ事業 ◎
- 3 ファミリー・サポート・センター事業 ◎

### 3 子育てに関する相談体制の充実と

#### 情報提供

#### 子育て相談体制の充実・子育て情報の提供

- 1 保育所の育児相談事業
- 2 子育てサポーター事業
- 3 子どもと家庭の総合相談
- 4 母子健康相談
- 5 発達支援センター事業
- 6 子育て支援課による子育て支援に関する情報提供
- 7 子ども家庭支援センターによる情報提供
- 8 健康課による乳幼児の子育て等に関する情報提供
- 9 利用者支援事業（基本型）◎
- 10 利用者支援事業（母子保健型）◎
- 11 教育相談事業
- 12 スクールカウンセラー等活用事業
- 13 障害者相談支援事業

### 4 子育てボランティア等への支援

#### (1)子育て支援員の育成

- 1 子育て支援員の研修事業

#### (2)子育てボランティアの育成と連携

- 1 子育てサポーター養成講座

### 5 子どもの健全育成

#### (2)学童クラブ・放課後子ども教室

- 1 学童クラブ運営事業 ◎
- 2 放課後子ども教室

#### (2)子どもたちの居場所づくり

- 1 児童館事業
- 2 「中・高校生タイム」
- 3 中・高校生の居場所

### 6 経済的支援の充実

#### (1)児童手当等の支給

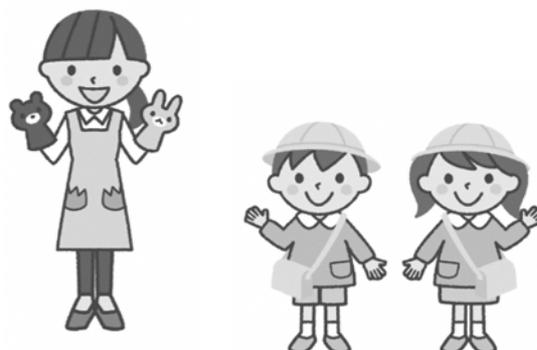
- 1 児童手当 ☆
- 2 特別児童扶養手当
- 3 障害児福祉手当

#### (2)医療費助成の充実

- 1 乳幼児医療費助成制度
- 2 義務教育就学児医療費助成制度
- 3 未熟児養育医療給付制度

#### (3)就園・就学等の援助

- 1 幼児教育・保育の無償化☆
- 2 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助事業
- 3 認可外保育事業利用者利用料補助
- 4 就学援助費
- 5 就学奨励費
- 6 実費徴収補足給付事業 ◎



## 目標2 親と子の健康の維持と増進

### 1 妊産婦・乳幼児に関する 切れ目のない支援の充実

#### (1) 妊娠期からの支援の実施

- 1 母親学級・両親学級
- 2 妊婦訪問指導
- 3 妊婦健康診査
- 4 妊婦歯科健康診査
- 5 育児支援ヘルパー事業 ◎
- 6 利用者支援事業（母子保健型）（再掲）◎

#### (2) 乳幼児の健康診査等の実施

- 1 新生児訪問指導
- 2 乳児家庭全戸訪問事業 ◎
- 3 乳幼児健康診査
- 4 乳幼児経過観察・発達健康診査
- 5 歯科健診事業
- 6 予防接種事業

#### (3) 健康相談・学習の実施

- 1 母子健康相談（再掲）
- 2 育児学級事業
- 3 子育て力向上支援事業
- 4 ベビーマッサージ教室



### 2 食育の推進

#### (1) 食育に関する啓発

- 1 離乳食調理講習会
- 2 母親学級での食育指導
- 3 乳幼児健康診査での食育指導
- 4 保育所における食育の指導

#### (2) 食育学習の推進

- 1 学校における食育の指導
- 2 児童館「料理教室」

### 3 学童期・思春期から成人期に向けた 保健対策の充実

#### (1) 地域保健の充実

- 1 薬物乱用防止教室事業

#### (2) 心の問題への対応

- 1 教育相談事業（再掲）
- 2 スクールカウンセラー等活用事業（再掲）

### 4 小児医療の充実

#### (1) 小児医療の充実

- 1 小児医療の充実

#### (2) 小児救急医療体制の確保

- 1 小児救急医療体制の確保

## 目標3 心身の健やかな成長のための教育環境の整備

### 1 次代の親づくり

#### 乳幼児とのふれあいの推進

- 1 保育体験学習

### 2 子どもの生きぬく力の育成に向けた 学校の教育環境の整備

#### (1) 確かな学力と生きぬく力の育成

- 1 スクールカウンセラー等活用事業（再掲）
- 2 持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（ESD）の理念を生かした教育の推進
- 3 職場体験事業
- 4 学校における読書活動の推進

#### (2) 特色ある学校教育の推進

- 1 学校施設整備事業
- 2 学校施設コミュニティ開放
- 3 地域教育懇談会

### 3 家庭や地域の教育力の向上

#### (1) 家庭の教育力の向上

- 1 親と子の教室
- 2 家庭教育や子育てに関する講座
- 3 生涯学習宅配便講座

#### (2) 地域における学習・文化活動の推進

- 1 青少年育成地区委員会活動
- 2 ジュニアワーカーセミナー
- 3 稲城ふれあいの森管理運営
- 4 子どもの本の会に対する支援事業
- 5 稲城市青少年芸術文化活動育成事業
- 6 第三次稲城市子ども読書活動推進計画の推進

## 目標4 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

### 1 良好な居住環境の整備

#### (1) 良質な住宅計画の指導

- 1 地区計画の導入

#### (2) 公共施設等の改善

- 1 公共施設のトイレ整備・バリアフリー化
- 2 シックハウス対策

### 2 子育てにやさしい環境の整備

#### (1) 安全な道路環境の整備

- 1 道路の整備

#### (2) 公園等の整備

- 1 公園遊具等の安全確保
- 2 公園施設点検

### 3 安全・安心まちづくりの推進

- 1 防犯灯増設補修

## 目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

### 1 男女の働き方等の見直し

- 1 就労支援事業
- 2 男女雇用機会均等法の周知
- 3 労働条件の向上に関する啓発活動
- 4 労働関係法令の普及・啓発

### 2 仕事と子育ての両立支援

- 1 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 2 就労支援事業（再掲）

## 目標6 子どもの安全の確保

### 1 子どもの交通安全の確保

- 1 交通安全教育

### 2 子どもを犯罪から守る環境及び活動の推進

- 1 「子ども110番の家」の設置
- 2 防犯に対する情報提供
- 3 防犯体制・警察との連携
- 4 市民の自主防犯活動（防犯ボランティア）
- 5 スクールガード・リーダーの配置

### 3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- 1 学校による有害情報対策

## 目標7 特別な支援を必要とする子どもへの支援

### 1 児童虐待防止対策の充実

- 1 児童虐待対応事業
- 2 要保護児童対策地域協議会
- 3 子どもと家庭の総合相談（再掲）
- 4 養育支援訪問事業 ◎
- 5 育児支援ヘルパー事業（再掲）◎
- 6 母子保健事業
- 7 子ども緊急ショートステイ事業（再掲）◎

### 2 ひとり親家庭の自立支援

- 1 児童扶養手当・児童育成手当
- 2 ひとり親家庭等医療費助成事業
- 3 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
- 4 母子及び父子家庭福祉資金貸付け事業
- 5 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業
- 6 母子・父子自立支援相談員による相談事業
- 7 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- 8 ひとり親家庭カウンセリング相談事業

### 3 子どもの貧困対策の推進

#### (1)教育の支援

- 1 教育扶助
- 2 生業扶助
- 3 進学準備給付金
- 4 生活福祉資金制度による教育支援資金貸付け
- 5 就学援助費（再掲）
- 6 受験生チャレンジ支援貸付け
- 7 母子及び父子福祉資金貸付け事業
- 8 女性福祉資金貸付け事業
- 9 生活困窮者世帯及びひとり親世帯に対する支援事業

#### (2)生活の支援

- 1 ケースワーカーによる生活相談・援助
- 2 生活困窮者自立相談支援等事業
- 3 母子・父子自立支援相談員による相談事業（再掲）
- 4 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（再掲）
- 5 利用者支援事業（基本型）（再掲）◎
- 6 利用者支援事業（母子保健型）（再掲）◎

#### (3)保護者に対する就労の支援

- 1 就労支援員による就労支援
- 2 生業扶助、就労活動促進費等の支給
- 3 就労自立給付金の支給
- 4 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業（再掲）
- 5 高等職業訓練促進資金貸付け
- 6 母子・父子自立支援プログラム策定事業（再掲）

#### (4)経済的支援

- 1 生活保護法による各種扶助
- 2 生活福祉資金の貸付け
- 3 住居確保給付金の支給
- 4 児童扶養手当、児童育成手当（再掲）
- 5 母子及び父子福祉資金貸付け事業（再掲）
- 6 女性福祉資金貸付け事業（再掲）
- 7 ひとり親家庭等医療費助成制度（再掲）

### 4 障害児施策の充実

#### (1)日常生活支援の充実

- 1 発達支援センター事業（再掲）
- 2 乳幼児経過観察・発達健康診査（再掲）
- 3 療育相談・療育体験事業
- 4 障害者相談支援事業（再掲）
- 5 自立支援給付事業
- 6 障害児通所給付費等支給事業

#### (2)障害児保育・教育の推進

- 1 障害児保育事業（再掲）
- 2 障害児保育巡回訪問指導事業
- 3 特別支援教育推進事業



# (参考) 子ども・子育て支援新制度とは

## 新制度の概要

平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づく制度で、平成 27 年度からスタートしています。さらに、令和元年 10 月からは幼児教育・保育の無償化として施設等利用給付が追加されました。

子ども・子育て支援給付  
※主要事業一覧(3~5 ページ)において  
該当事業には「☆」を付記

- 現金給付
  - 児童手当
- 教育・保育給付
  - 施設型給付
    - ・ 認定こども園
    - ・ 幼稚園
    - ・ 保育所
  - 地域型保育給付
    - ・ 小規模保育
    - ・ 家庭的保育
    - ・ 居宅訪問型保育
    - ・ 事業所内保育
- 施設等利用給付
  - ・ 幼稚園
  - ・ 認可外保育施設
  - ・ 子育て援助活動支援事業
  - ・ 一時預かり事業
  - ・ 病児保育事業

地域子ども・子育て支援事業  
【 】内は稲城市における事業名  
※主要事業一覧(3~5 ページ)において  
該当事業には「◎」を付記

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業  
【子育てひろば事業】
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業、子どもを守るネットワーク機能強化事業  
【養育支援訪問事業・育児支援ヘルパー事業】
- ⑥ 子育て短期支援事業【ショートステイ事業】
- ⑦ 子育て援助活動支援事業  
【ファミリー・サポート・センター事業】
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児保育事業【病児・病後児保育事業】
- ⑪ 放課後児童健全育成事業【学童クラブ】
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業  
【認定こども園の特別支援教育】

## 第一次計画からの主な変更点

- 令和元年 10 月からは認可外保育施設等利用者への幼児教育・保育の無償化として施設等利用給付が始まったため、主要事業に追加しました。
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行に伴い、子どもの貧困対策の推進の項目を追加しました。

## 子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5 年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載することとなっています。

本計画においては、各事業に応じて区域を設定し、年度ごとの量の見込み及び確保方策を設定します。